

## 見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

### 1. 見積競争に付する事項

- |                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 件名         | JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守業務 一式 |
| (2) 対象機器及び作業内容 | 仕様書のとおり                       |
| (3) 作業完了期限     | 仕様書のとおり                       |
| (4) 納入場所       | 仕様書のとおり                       |

### 2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

### 3. 見積書の提出場所等

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 場所      | 茨城県つくば市天王台一丁目1番1<br>国立大学法人筑波大学財務部契約課 契約第一担当 |
| (2) 連絡先     | 電話番号 029-853-7753                           |
| (3) 見積書提出期限 | 令和8年2月13日 11時00分<br>見積競争結果については、電話等により行う。   |

### 4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

### 5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 6. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以上

令和8年2月5日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役  
財務担当副学長 氷見谷 直紀

## 見積書提出の注意事項

### 1 競争参加資格の確認のための書類及び見積書の提出期限等

この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び見積書を下記の期日までに提出すること。

#### (1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・令和8年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書  
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し

又は過去1年以内の本学との取引を証明する書類・・・・・・・・・・ 1部

(2) 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(3) 保守実施者の運用体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

提出期限 令和8年2月13日 11時00分

提出場所 〒305-8577

茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課 契約第一担当

電話番号 029-853-7753

### 2 見積書作成の注意

- (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
- (2) 住所氏名を記入し押印すること。
- (3) 日付を必ず記入すること。

### 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。

### 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で見積るものとする。

### 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。

### 6 この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>

- ・役務提供契約基準

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/ekimu.pdf>

# 仕 様 書

- 1 件 名 JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守業務 一式
- 2 設置場所 筑波大学学術情報センターサーバ室
- 3 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

## 4 仕 様

### (1) 対象機器

本業務の対象機器は、別紙「JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守対象機器一覧」のとおりとする。

なお、「JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守対象機器一覧」を希望する者は、誓約書（別紙1）を提出した上で同資料を入手すること。

#### 【誓約書提出先】

国立大学法人筑波大学 財務部契約課契約第一係 住友

TEL : 029-853-7753

MAIL : sumitomo.junko.fw@un.tsukuba.ac.jp

### (2) 運用保守

- ①システム及びサービスが適切に稼働していることを監視システムにより 24 時間監視を行うこと。  
なお、zabbix サーバを構築しているため、監視システムとして本システムを利用及び設定については本学担当者と相談の上変更をしてもよい。
- ②監視システムからのアラートが発生した場合には、障害対応にエスカレーションできることとし、保守実施者の運用体制図を事前に提出すること。  
特に、OS の CPU 負荷やネットワーク通信量を監視して、異常がある場合には本学担当者に連絡し、緊急を要する場合には対策を講じること。
- ③下記の業務を定期的実施すること。ただし、本学担当者の打ち合わせにより、アップデートの対象外とした場合にはこの限りではない。
  - I. VMware ESXi のマイナーバージョンアップ
  - II. 仮想サーバの OS 環境のマイナーバージョンアップ  
仮想サーバの OS は Ubuntu20.04 (LTS)、Ubuntu22.04 (LTS)、Rocky Linux8、Rocky Linux9 である。インスタンスを追加する場合もあるが、追加分は予算の変更をすることなく対応すること。  
仮想サーバの OS については、原則 1 週間に 1 回、アップデートを行うこと。
  - III. Windows サーバの OS 環境のマイナーバージョンアップ  
Windows Server Update Service や Microsoft Baseline Security Analyzer を利用して適宜アップデートを行うこと。

IV. ネットワークストレージのファームウェアの更新

V. ネットワーク機器のファームウェアの更新

VI. 仮想サーバ上で稼働しているアプリケーション及びその他のソフトウェアについては、本学担当者と打ち合わせを行い、メンテナンス対応するソフトウェアを決定すること。なお、現在、次のようなシステムを運用している。

- ・ Moodle 4.3
- ・ Wordpress
- ・ HAproxy
- ・ Mail server (postfix, dovecot)及び webmail (snappymail)
- ・ DB server
- ・ 動画配信サーバ
- ・ Keycloak
- ・ Nextcloud (on nginx, php-fpm8.1)

VII. Windows サーバ上で稼働しているアプリケーション及びその他のソフトウェアについては、本学担当者と打ち合わせを行い、メンテナンス対応するソフトウェアを決定すること。なお、現在、次のようなシステムを運用している。

a. SQL サーバ 2022

b. デジタルバッジの発行・管理等 e ポートフォリオシステム

デジタルバッジの発行・管理等 e ポートフォリオシステムに障害が発生した際は同システムの保守業者と協力しハードウェア・OS・システムの原因性の切り分け及び本仕様書規定の範囲に関して障害対応を行うこと。

④アップデート作業については、原則として業務の中断を行わないこととする。ただし、データベースの更新や仮想サーバのリブートなど、予測できる一時的な停止については、事前に本学担当者と取り決めを行うこと。

⑤本学担当者からのシステムのリセットやリブートなど、VMware 上での操作が必要な依頼について対応すること。

⑥日々のメンテナンス業務については、リモートでメンテナンスを行ってもよい。なお、リモート接続の環境は本学担当者の許可のものと、新規にインスタンスを構築してもよいが、これも保守対象となるが、本経費には含めず落札業者で負担すること。なお、次を厳守して構築すること。

I. 保守環境はシステムに影響を与えないように適切な構成で構築すること。

II. 構築した保守環境を適切に管理すること。

⑦作業に用いる PC は、適切にセキュリティアップデートを施し、ウイルス対策を行っていること。

⑧本学担当者から本システムの運用に対しての質問が届いた場合には、誠実に対応すること。

### (3) 障害対応

①ハードウェア障害については、障害の確認及び切り分けから復旧までを対応すること。

②ハードウェア障害を確認した場合には、本学担当者に連絡すること。

③ハードウェアについては、有効なメーカーサポートを利用して、メーカーとの確認作業・復旧作業を実施すること。

- ④ハードウェアのメーカー保守契約については、本学で契約し、その契約情報を提供する。
- ⑤復旧がサポート範囲では困難な場合には、本学担当者に連絡して指示を仰ぐこと。
- ⑥ソフトウェアについては、有効なメーカーサポートを利用してメーカーとの確認作業・復旧作業を実施すること。
- ⑦ソフトウェアのメーカー保守契約については、本学で契約し、その契約情報を提供する。
- ⑧オープンソースの対応については、本学担当者と打ち合わせを行い、対応方法を決定して対応すること。
- ⑨インシデントが発生した場合には、本学担当者に報告して対応方法を検討すること。
- ⑩インシデントからの復旧作業を行うこと。
- ⑪インシデント調査については別途契約とする。
- ⑫本学脆弱性検査により critical な結果が検知された場合には、対応方法を検討して実施すること。
- ⑬システムが何らかの原因でダウンした場合は、本学担当者と密接に連絡を取り適切な対応を図ること。
- ⑭障害対応について、緊急の場合は定めた時間以外にも可能な限り対応すること。
- ⑮障害対応について、保守に含まれないものは下記内容のものとし、別途費用が発生する場合又はその内容にも属さない場合は本学担当者と協議し対応すること。
  - I. 故意、過失に起因して生じた障害
  - II. 保守対象機器仕様操作上の誤り
  - III. 災害対策基本法第2条第1号に定義される災害
  - IV. 火災、水害、地震、落雷等天災地変、その他テロ、戦争、航空機／人工衛星の墜落等の災害によるシステム停止
- ⑯本学以外が管理する機器・ネットワーク等の障害によるサービス停止

#### (4) 報告

- ①運用結果報告を毎月提出すること。
- ②ハードウェア障害報告については、障害の日時・内容・対応結果について報告書を提出すること。
- ③本システムの目的を実現するために必要な機器や仕組みなどの改善提案がある場合には、本学担当者に提案すること。
- ④障害の中で頻度の多い事象については、その予防及び改善方法に関する提案を行うことが望まれる。

#### (5) 責任分界点

- ①本業務における責任分界点は次のとおりとする。
  - ・ルータ及びルータ化で構築されたプライベートネットワーク
  - ・WAN側のトラブルに関しては保守範囲外とする。責任分界点にはネットワーク、ハードウェア、OS、ネットワークを含むこととする。
- ②責任分界点から受託業者側の責任範囲に変更を加える場合には、事前に協議すること。
- ③責任分界点より本学側の変更により受託業者側の範囲に変更・影響を及ぼす場合の対応は別途契約とする。

## 5 個人情報

- (1) 発注者及び請負者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。
  - ① 請負者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
  - ② 請負者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面（別紙様式1）で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
  - ③ 請負者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が請負者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）することができる。この場合において、請負者は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。
  - ④ 請負者は、上記③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面（別紙様式2）で発注者に提出しなければならない。
  - ⑤ 請負者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、発注者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
  - ⑥ 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、請負者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに発注者に報告するものとする。
  - ⑦ 請負者は、業務に係る発注者側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面（別紙様式3）で発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の①から⑤において請負者が注意義務を怠り、違反した場合には、契約を解除することができる。また、請負者に重大な過失があったと認められる場合、発注者は損害賠償の請求ができるものとし、損害賠償額については、発注者、請負者間で協議して定めるものとする。
- (3) 発注者は、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、請負者の個人情報の管理状況について、請負者が複数年情報を保有する場合は、年1回以上定期的に検査等により確認するものとする。
- (4) 第1項第2号の規定により請負者から委託を受けた者は、請負者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。請負者は、その旨明記した書面を請負者及び当該委託業務を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。
- (5) 前項の規定は、請負者から当該委託業務を受けた者が更に他の第三者に再々委託する場合についても同様とする。

(6) 作業に関して、本学が請負者に対して提供する一切のデータについて、請負者は機密を保持すること。また、業務終了後も同様とする。

6 検 査 請負者は、毎月の保守業務完了後、業務完了報告書を作成し提出すること。

7 支 払 代金は、1か月毎に支払うこととし、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

8 その他

(1) 保守作業の実施にあたっては、その他の運用中のシステムに支障が出ないように十分注意して行うこと。

(2) 作業員の故意又は過失により生じた事故で、設備・機器等に損傷を与えた場合は、請負者はその損害について、賠償の責を負うものとする。

(3) 本仕様書に記載のない事項並びに不明な点は、本学と協議の上、実施するものとする。

(4) 業務上知り得た情報は、発注者の承諾なく、第三者に提供したり、他の目的に利用してはならない。これは本契約終了後も有効に存続するものである。

(5) 必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

(6) その他本仕様書について疑義が生じた場合は、双方協議の上、その指示に従って対処すること。

別紙1

# 誓約書

国立大学法人筑波大学  
契約担当役 殿

私（当社）は、業務名『JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守業務 一式』の見積のため、「JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守対象機器一覧」の情報開示を受けるにあたり、この情報開示により知り得た情報について以下の事項を厳守し、見積書提出後に返却することを誓約いたします。

## 記

- 1 提供を受けた情報に関して、『JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守業務 一式』の見積書作成の目的以外には利用しないこと。
- 2 提供を受けた情報に関して、貴学の許可なく発表、公開、漏洩、複製しないこと。

以上

令和 年 月 日

住所（又は所在地）  
社名及び代表者名  
署名（自署）

## 請 書 (案)

件 名 JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守業務 一式

請負代金額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也 (消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。)

上記の請負業務について、上記の請負代金額で仕様書及び下記条項によりお請けします。

### 記

1. 契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
2. 請負代金は、1 か月毎に支払うこととし、業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。
3. 請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。
4. この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

令和 8 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役  
財務担当副学長 氷見谷 直紀 殿

請負者

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

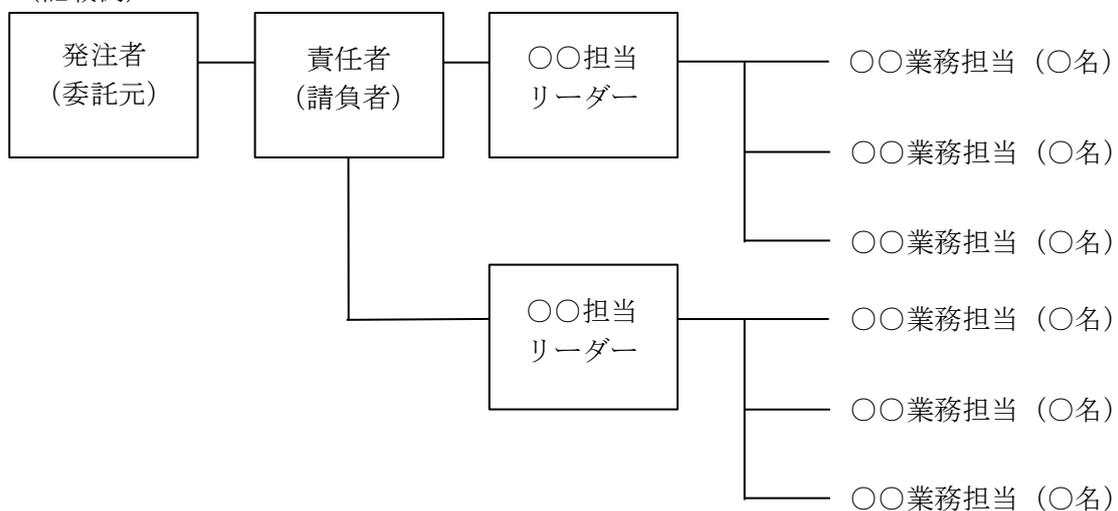
印

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守業務 一式」について、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名：  
          役職名：                    氏名：

2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制  
(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項  
※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。

4. その他必要な事項

以上

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等の変更について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑩

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守業務 一式」について、令和 年 月 日付けで届け出を行った、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

以上

## 再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

⑩

「JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守業務 一式」の見積競争に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

### 記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名  
住 所：  
名 称：  
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）  
〇〇〇〇〇円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）  
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）  
 継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）  
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
7. その他特記事項

以上

## 個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者  
住 所  
名 称  
代表者 ⑩

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「JV-Campus サーバシステム稼働監視・保守業務 一式」に関して、業務が終了しましたので、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

### 記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他

以上